

静岡県土木部所管県単独港湾関係整備事業事前評価実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、静岡県土木部所管県単独事業事前評価実施要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、港湾関係整備事業の効率的・効果的な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする事業)

第2条 評価をする対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 港湾施設改良事業
- (2) 港湾海岸環境整備事業

(評価項目)

第3条 評価項目は別紙1のとおりとする。

(事業採択)

第4条 実施箇所の選定に当たっては、別紙1に掲げる事業種別ごとに別表1又は別表2の評価指標により、総合的に判定するものとする。

(実施箇所の公表)

第5条 新規採択した箇所の公表については、別紙2により土木部ホームページにおいて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から施行する。

評価項目

事業名	事業の必要性	事業の重要性	事業の緊急性	事業の効率性	事業の熟度	評価様式
港湾施設改良	・対象施設の利用状況又は港湾機能に与える影響	・関連計画での位置付 ・対象施設の延命化	・関連事業の有無 ・安心・安全の確保	・事業効率の発揮 ・事業進捗の状況	・地元の取組 ・施設の多目的化	別表 1
港湾海岸環境整備	・対象地域の状況 ・環境への配慮	・関連計画等 ・その他関連事項	・関連事業の有無 ・安心・安全の確保	・事業効果の発揮 ・事業進捗の状況	・地元の取組状況 ・用地取得等の状況	別表 2

港湾施設改良事業における項目別の配点の考え方

別表1

項目	配点の考え方						
	内容		評価	内容		評価	
事業の必要性							
対象施設の利用状況 対象施設の利用状況(物流・観光産業・水産業等)から事業の必要性を評価する。	係留施設	貨物船、旅客船、水揚等の主要な係留施設として常時利用されている(地域産業・経済活動の基盤施設となっている)	AA	貨物船、旅客船、水揚等の係留施設として利用されている(地域産業・経済活動の基盤施設の向上が図られる)	A	対象施設が低利用である	B
	機能施設	野積場、上屋等の主要港湾機能施設として常時利用されている(収益が良好である)	AA	野積場、上屋等の港湾機能施設として利用されている	A	対象施設が低利用である	B
港湾機能に与える影響							
対象施設を新設又は改良することによる港湾機能に与える影響を評価する	外郭施設	常時の港内静穏度を確保し荷役の円滑化、港内施設の保全及び背後地の保全及び利用の向上を図る	AA	通常荒天波浪時の港内静穏度を確保し荷役の円滑化、港内施設の保全及び背後地の保全及び利用の向上を図る	A	激浪時の港内静穏度を確保し荷役の円滑化、港内施設の保全及び背後地の保全及び利用の向上を図る	B
	交通施設	対象施設が主要幹線道路であり、車両等が安全かつ円滑な利用の向上を図る	AA	対象道路が幹線道路(主要港内道路を含む)であり、車両等が安全かつ円滑に利用の向上を図る	A	対象道路がその他の港内道路であり、車両等が安全かつ円滑に利用の向上を図る	B
事業の重要性							
関連計画での位置付け 関連計画や地域の発展・雇用の確保・生活の安定など、地域の経済活性化に寄与する事項を評価する。	複数の計画に位置付けられており、地域振興や活性化に多大に寄与する		A	計画に位置付けられており、地域振興や活性化に寄与する	B	計画の位置付けはないが、単独でも効果を発揮する	C
対象施設の延命化 既存施設を改良することにより、施設の延命化を図るものについて評価する	耐用年数から経過年数を除いた年数について倍以上の延命化の効果が期待できる		A	耐用年数を超えた施設について、延命化の効果が期待できる	B	現状の機能を維持することができる	C
事業の緊急性							
関連事業の有無 補助事業等の他事業との関連から、整備の一体性と相乗効果を評価する。	施工時期、施工位置等、補助事業等の他事業と大きな関連がある		A	施工時期等の制約はないが、補助事業等の他事業と関連がある	B	単独事業であるが、重要と判断される	C
安心・安全の確保 事業を行うことにより、利用者の安全性の向上、人命・財産が保全できることを評価する	事故や被災等の履歴がある		A	事故等の履歴はないが、対象施設の技術基準に適合していない	B	所要の安全が確保されている	C
事業の効率性							
事業効果の発揮 事業の実施期間から、事業効果の発揮時期を評価する。	短期(1~2箇年)で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる		A	中期(3~5箇年)で事業が完成し、整備中でも部分的ではあるが、事業効果が発揮できる	B	中・長期(3箇年以上)で事業が完成し、全施設が完成しないと事業効果が発揮できない	C
事業進捗の状況 事業の進捗から、効率的な事業執行を評価する。	当該年度で事業完了が見込める		A	継続事業箇所(左記以外)	B	新規事業箇所(当該年度で事業完了が見込める箇所を除く)	C
事業の熟度							
地元の取組み 地元の取組みや、事業の計画や維持に関する協働作業への参画の状況を評価する。	協議会等の設置や協働事業の実施等、地元が該当事業に対し積極的に取り組んでいる		A	協議会等による組織的活動はないが、地元と合意形成が図られている	B	地元での取組みは特にないが、特定の利用者から整備要請がある	C
施設の多目的化 対象施設を新設又は改良することにより、地域住民との交流の場の形成や、バリアフリー化に寄与する事項を評価する。	複数の事項がある。または、関連する事項の整備効果が大きい		A	関連する事項があり、整備効果が発揮される	B	所要の機能が発揮される	C

「C」については評価を行わない。

港湾海岸環境整備事業における評価様式

別表2

項 目	評 価 の 考 え 方					
	内 容	評 価	内 容	評 価	内 容	評 価
事業の必要性						
対象地域の状況 事業箇所付近の海岸利用客や港湾規模から施設来訪機会を評価する。	事業箇所付近の海岸利用客数が50千人以上。もしくは重要港湾以上の港湾。	A A	事業箇所付近の海岸利用客数が50千人未満20千人以上の地方港湾。	A	事業箇所付近の海岸利用客数が20千人未満の地方港湾。	B
環境への配慮 周辺環境への調和や向上、自然環境の維持、再生への関連を評価する。	環境や景観に特に配慮する必要がある。 ・水質の向上 ・自然の再生 ・利用環境の向上 等	A A	環境や景観に配慮する必要がある。 ・人家密集地近接 等	A	環境や景観に配慮する必要がある。 ・工業地区内 ・埠頭地区内 等	B
事業の重要性						
関連計画等 総合計画や港湾計画等の上位計画に位置付けられていることを評価する。	関連する計画等が2つ以上ある。もしくは関連する計画等が社会的に与える影響が大きい。	A	関連する計画等が1つある。	B	関連する計画等が特にない。	C
その他関連事項 国立公園内、名勝地、公害問題等の地域特性との関連を評価する。	関連する事項等が2つ以上ある。もしくは関連する事項等が社会的に与える影響が大きい。	A	関連する事項等が1つある。	B	関連する事項等が特にない。	C
事業の緊急性						
関連事業の有無 補助事業等の他事業との関連から、整備の一体性と相乗効果を評価する。	施工時期、施工位置等、補助事業等の他事業と大きな関連がある。	A	施工時期等は特に問わないが、補助事業等の他事業と関連がある。	B	補助事業等の他事業と特に関連がない。	C
安心・安全の確保 事業を行うことにより、利用者の安全面や防犯等の安心面が確保できることを評価する。	現状のままでは、利用者の安心・安全が確保できない。 ・事故等の履歴有り ・防犯上の問題有り 等	A A	現状では利用者の安心・安全は概ね確保されているが、より向上させることができる。 ・施設の機能向上 ・施設の高質化 等	A	現状でも利用者の安心・安全は確保されており、特に考慮する必要がない。 ・植栽のみの整備 ・養浜のみの整備 等	B
事業の効率性						
事業効果の発揮 事業の実施期間から、事業効果の発揮時期を評価する。	短期（1～2箇年）で事業が完成し、早期に事業効果が発揮できる。	A	中期（3～5箇年）で事業が完成し、整備中でも部分的ではあるが、事業効果が発揮できる。	B	中・長期（3箇年以上）で事業が完成し、全施設が完成しないと事業効果が発揮できない。	C
事業進捗の状況 事業の進捗から、効率的な事業の執行を評価する。	完了箇所	A	継続箇所（左記以外）	B	新規箇所（当該年度完了箇所は除く）	C
事業の熟度						
地元の取組状況 地元の取組状況として、事業の計画や維持に関する協働作業への参画等の状況を評価する。	協議会等の設置や協働事業の実施等、地元が該当事業に対し積極的に取り組んでいる。	A	協議会等は設置していないが、地元と合意形成が図られている。	B	地元での取り組みは特にない。	C
用地取得等の状況 用地取得の必要性、用地取得の状況等を評価する。	用地取得済み、または用地取得の同意を全て得ている、もしくは用地取得の必要性なし。	A	要求箇所の用地取得済み、もしくは要求箇所の地権者の同意を得ている。	B	要求箇所の用地取得が未定、もしくは反対者がいる。	C

「C」については評価を行わない。

